

職務内容書【理事長（理事長予定者）】

独立行政法人国立がん研究センター 理事長（理事長予定者）

独立行政法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）は、昭和37年1月に国立がんセンターとして創設され、平成22年4月に、がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発、医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として設立される独立行政法人である。

当法人の理事長は、我が国の研究、医療水準の向上、国際保健の向上を目指して、病院、研究所、がん対策情報センター、がん予防・検診センターなどの各部門、1300人を超える職員のほかレジデントや研修医などを統率して、がんその他の悪性新生物の分野における臨床、研究や人材育成などの面で成果を継続して生み出すことに取り組む能力を有する人材を求めている。

また、平成22年4月1日までの間、大臣の指名により、法人の長となるべき者（以下「理事長予定者」という。）として、法人設立への移行準備業務に的確に取り組むことができる人材を求めている。

1. 機関名：独立行政法人国立がん研究センター

（法人の業務概要）

当法人は、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とし、がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発等を行う。

2. ポスト：理事長 1ポスト1名

（任期2年：平成22年4月1日～平成24年3月31日）

法人設立までの間、独立行政法人通則法第14条第1項の規定により、厚生労働大臣の指名により理事長予定者とする。

3. 職務内容：

○ 法人を代表し、以下の業務を総理する。

- (1) がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- (2) (1) に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- (3) がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- (4) (1)～(3) に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- (5) (1)～(4) に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

- 平成22年4月1日法人設立までの間、理事長予定者として、独立行政法人設立の移行準備業務を行う。

4. 必要な資格・経験等

- 原則として、任期満了時点（平成24年3月31日）において、年齢が70歳未満であること。（閣議決定で定められた要件）
- 民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等において、管理職等としての経験を5年以上有し、かつ、リーダーシップを發揮してきた経験を有すること（これと同等の経験を有することを含む）に加えて、複数の組織や多様な職種を管理する十分なマネジメント能力を有していると認められること。
- 当法人の行う業務に関する高度専門的な知識や医師としての研究・医療面の経験を有し、国立がんセンターに蓄積された実績等を基礎に、法人全体の発展に向けた総合的、効率的な法人運営等の企画力、実行力に富んでいること。
- 中立性、公平性を担保して業務を遂行できるよう、理事長在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有していること。
- 民間企業や国、地方公共団体等との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。

5. 勤務条件

勤務形態：常勤

勤務地：国立がん研究センター内

- ・東京都中央区築地5-1-1
- ・千葉県柏市柏の葉6-5-1

勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし

給与：役員報酬規程に基づき支給 年収約2,000万円（今後決定）及び通勤手当等
※ただし、業績等により増減はある。

福利厚生：共済保険（長期・短期）、健康診断（年1回）

（理事長予定者）

勤務形態：非常勤

勤務地：同上

勤務時間等：業務の状況に応じて勤務

給与：勤務日数に応じて支給

福利厚生：健康保険、厚生年金

6. 選考方法

外部有識者による選考委員会の審議を経て、厚生労働大臣が理事長予定者として指名し、平成22年4月1日の法人設立時に、理事長として任命されたものとする。

7. 応募方法

(1) 応募書類

次の①～③の書類（①、②は必須）を簡易書留により郵送してください。

なお、提出された書類については、返却いたしません。

① 履歴書

- ・ 氏名を自署の上、押印すること。
- ・ 3ヶ月以内に撮影した上半身正面の写真（縦4cm×横3cm）を添付すること。
- ・ 学歴は、義務教育終了時から年代順に記入すること。
- ・ 職歴は、病院又は研究所の経営・運営に係る職歴その他の職歴を記入することとし、病院名又は研究所名、職名及び職務内容を記入すること。
- ・ 業績は、臨床又は研究分野における主要な業績を記入すること。

② 自己アピール文書（A4版（40行×40文字）で2枚以内。公募ポストの職務内容及び必要な資格経験等を踏まえ、自らがこのポストに適任であること、国立がん研究センターの将来ビジョン等をポイント毎に簡潔にまとめること。）

③ 推薦状（推薦者の要件は特になし。）

(2) 応募書類の提出先

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局政策医療課

(3) 応募期限

平成22年1月12日（火）必着

8. 欠格事項等

独立行政法人通則法第22条及び第61条に定める役員の欠格条項等に該当する場合は、理事長になることはできない。

【参考】

独立行政法人通則法（平成十一年七月十六日法律第百三号）（抄）

（法人の長及び監事となるべき者）

第十四条 主務大臣は、独立行政法人の長（以下「法人の長」という。）となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。

3 第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長となるべき者の指名について準用する。（役員の任命）

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

- 一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

2～4 (略)

(役員の欠格条項)

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員の兼職禁止)

第六十一条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。